

福岡県公報

平成二十一年四月二十二日
第二千九百五十八号
増刊 ①

目次

訓令(第七号)

福岡県公印規程の一部を改正する訓令

(行政経営企画課) …………… 一

訓令

福岡県訓令第七号

本庁

出先機関

福岡県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月二十二日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県公印規程の一部を改正する訓令

福岡県公印規程(昭和四十年四月福岡県訓令第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十八の項中「商工事務所専用」を「中小企業振興事務所専用」に、「当該

商工事務所長」を「当該中小企業振興事務所長」に改める。

別表第一の三十八及び三十八の二の項を次のように改める。

三十八	削除			
三十八の二	削除			

別表第二中 38

福岡県中央児童相談所長印

を 38

削除に、

38の2

福岡県田川児童相談所長印

を

38の2 削除に改める。

附則

この訓令は、平成二十一年五月一日から施行する。